

S・V 羅針盤のない航海



川崎 二三彦

【7】陥穽

死亡事例検証

京都府を退職し、子どもの虹情報研修センターで勤務を始めてまだ日も浅い頃のことだ。突然、ある県の児童福祉課から電話があった。

「当県で発生した児童虐待死亡事例について検証を行うことにしているが、初めてのことで戸惑うことも多く、この際、県外の方にも協力をお願いしようということになった。については委員になってもらえないか」

こんな内容だった。死亡事例と言われてすぐに浮かんだのは、退職直前に京都府内で発生したネグレクト死事件である。京都府にとっても初めての虐待死事件だったこと、全国的にも高い関心を集めたことなどが影響したのか、当該児童相談所職員ではない私もヒアリングを受けることになった。中央機能を持つ児童相談所の課長だからだろうが、補足的に尋ねたいことがあるとあって、ヒアリングには都合2回も応じたのであった。

それはさておき、この電話を皮切りに、以後、いくつかの自治体で検証委員や検証委員長を務めることになった。その際、悩ましいのが事例を担当された方へのヒアリングである。自治体によっては、事例担当者のヒアリングは避けてほしいと要望したり、上司の同席を条件とする場合もあるが、ヒアリングの最中、過去の出来事を思い出して涙ぐむ方もある。

だから、ヒアリングに際しては必ず、「あくまでも今後の改善策を検討することを目的としており、担当者を非難したり責任を追及

するものではない」と付け加えている。とはいえ、担当された方が自責の念にとらわれたり、ましてや事例を忘れ去ることは決してあるまい。

私自身も、当時を振り返ってみて、ヒアリングの際のやりとりの一部は今でもよく覚えているし、公表された検証報告書は隅から隅まで目を通し、意見の異なる点は、些細なことでもこだわった。

なぜ今こんなことを書くのかというと、今号で取り扱う出来事についても、決して当事者を非難したり責任を云々するつもりはないこと、今後のケースワークに生かしたいと純粋に考えて認^{した}めていることを強調しておきたいからである。

相談体制変更の指示

これから述べることは、日誌を読み返すまで意識の中から抜け落ちていたのだが、目にした途端、まざまざと思い出した。

○月○日

公式の会議が終わってから、(京都府3児童相談所)3人の相談判定課長(U児相S課長、F児相K課長と私)で、E前福祉司に起こった出来事について少し話し合った。

○月○日

(本件につき)S課長と2人で、U児童相談所長室に入る。

「当初は業務に混乱を招かないことを第一に考えて対応してきましたが、おおよそ決着もつき、年度も替わって人事異動も終

えているので、あらためてきちんと総括し、
 今後に活かしていく必要があるのではない
 かと思っています」

所長にこう伝えた上で、今後の対応につ
 いて、さらに検討することとした。

ここで話題としているのは、私が U 児童
 相談所の相談係長の時代、同じ U 児相の児
 童福祉司であった E さんに起きたことであ
 る。つまり相談係長の私にとって、係員であ
 る児童福祉司(ただし、職階では2人とも係
 長級で、同等の立場)の身に起こった出来事
 ということになる。

一体どんなことだったのか。

それは後述するとして、本件は、児童相談
 所のなかでもごく一部の人しか知らず、当初
 は係長の私に対しても伏せられていた。夏頃
 だったと思うが、課長が私を別室に呼び出し
 て、こんなことを言う。

「E 福祉司が、『今は、面接室で来談者と
 向かい合って相談することがつらく、しばら
 く相談業務から外してほしい』と要望してき
 た。ついては、急なことだが地区割りを含む
 相談体制の変更について、至急検討してもら
 いたい」

「例の件があつてのことですよね」

課長が指示してきた背景を、私はすでに知
 っていたのでこう返事すると、課長も「それ
 なら事実を話すか……」と述べ、隠すつもり
 だった事情を説明する。

体制の変更は不可避だったが、年度途中の
 ことでもあり、もっとも簡単に解決できる唯
 一の方法、すなわち、私が彼の担当地域を引
 き継ぐことにした。

E 福祉司について

どんな出来事かを説明する前に、まずは E
 さんがどのような福祉司だったのかを記して
 おきたい。彼は直接処遇職員として利用者と
 生活をともにする現場経験が長く、おそらく

は粘り強く、そしてとことん彼らと付き合っ
 てきたのであろう、児童福祉司となつてから
 も、一つの相談に深く入り込んで解決しよう
 とするタイプであつた。

“そこまで親身になれないな”

児童福祉司経験が私より長い彼のケースワ
 ークを見る度、私はいつもそう感じたものだ。

だからかもしれないが、年度初めに新しく
 担当地区を決める際には、どの地域にも担当
 者泣かせのケースがあつて担当替えを希望す
 る者も珍しくない中、彼だけは担当地域の変
 更を望まなかつた。事実、児童福祉司となつ
 て以後、一貫して同じ地域を担当し、地域か
 らの信頼も得ていた。昨今、児童福祉施設や
 市町村から児童相談所に対する苦情としてよ
 く言われることの一つに、「すぐに担当者が
 変わる」というものがあるが、それを考えると、
 彼は貴重な存在だったとも言えよう。

ただし、そんな彼にも課題がなかつたわけ
 ではない。私が彼の地域を引き継いでしばらく
 してのことだ。子どもの相談で母親がやつて
 きた。

「しばらく前のことですが、E 先生に大変
 お世話になったんです。すごくいい助言をも
 らって、本当に助かりました。それで、今回
 もう一度相談させてもらいたくて寄せてもら
 ったんです」

こんなことを言うので過去の相談履歴を検
 索してみたのだが、いくら探しても当該児童
 の名前が見当たらない。E さんに聞いてみる
 と、相談については覚えていたものの、1 回
 切りの軽微な相談だったこともあつて記録も
 残さず、受理会議にも出されていないのであ
 った。もちろん、すべからくそうだというの
 ではない。当時の記録は、今と違ってすべて
 手書きだったが、彼から地域を引き継ぎ、受
 け取った児童記録票は、特徴のある文字で概
 ねきちんと記載されていた。特に、思い入れ
 の強いケースなどは詳細な記録となつてい
 た。ただし、相談に没頭するあまり、多忙さ

も手伝って、一部で記録が滞ってしまったものと思われる。

続く協議

○月○日

午後はE氏の件で、総括文書を作成する。夜、彼に電話した。

「これは一人Eさんだけの問題ではない。できればこの件から教訓を引き出して、今後に生かしたいと思うものの、そうするとEさん個人のことが話題になることは避けられない。どうすべきか思案中だが、それも含めて伝えたくて……」

一度会って話すことにした。

「みんなに教訓を生かしてほしいと一方では思うけれど、他方では一応全て決着したのだから、そっとしてほしいとの思いもある」

彼も私もすでにU児童相談所から転勤していたのだが、「教訓としてほしい」というのは建前で、「もう触れてほしくない」というのが彼の本音だったことは明らかだ。Eさんの苦しい胸の内を聞き、私もつらくなった。

だが、相談援助活動においては類似の事件が起きないとも限らず、それを未然に防ぐためには、最低限、同じ立場の者で情報を共有し、各自が“我がこと”とする必要があるのではないか。その唯一の場となるのは、児童福祉司全員が集まる「京都府児童福祉司会議」をおいてほかにない。では誰が本件を報告するのかと言えば、当時、U児童相談所で児童福祉司兼務の相談係長を務めていた私が、やはり適任だった。

しかし、本当にこの件を報告してよいのか。Eさん自身は、苦渋の決断として本件を取り上げることが了解してくれたのだが、日誌には随所にためらいが登場する。

○月○日

終日3児相課長会議。ぎりぎりまで本件

に関するレジメを作り、会議前にU児相所長に見せた。

「この資料、課長レベルまでは全て公開してもらってよい。ただし課長止まりにしてほしい」

所長の意見をふまえながら、課長3人で議論した。各児童相談所とも今後に生かすべき内容があるという点では一致した。ただし、この問題を児童福祉司全員を対象とした会議で説明した場合、報告する側の意図とは別に、どう受け止められるかがわからないという不安が持ち上がった。

「福祉司を信じるしかない」

「でも、他人事で済まされたら意味がない」

さまざまな意見が交わされた。また、次のことも議論になった。

「いかに教訓として生かすべきことがあるとはいえ、“そっとしてほしい”という彼の気持ちに反してまで取り上げていいのか」

「もう少し考えてみよう」

結局この場では決着がつかず、何が問題で何を教訓とすべきか、それをどのように進めるべきか、もう1度話し合うことになった。

職場の状況

日誌に「各児童相談所とも今後に生かすべき内容があるという点では一致した」と書いているように、K児童相談所に赴任して数か月、課長になったばかりの私は、本連載で縷々述べてきたように、職場の現状、特に児童福祉司の活動にさまざまな課題があると感じ、いささか焦ってもいた。そのいくつかを拾っておこう。

○月○日

午前中、用件があって(某)知的障害児施設に出向き、担当課長と面談した。すると彼、「U児相に比べて(私が勤務する)K児相にはあまりいい印象がない」という。理由を尋ねると、次のような返事が返って

きた。

「先だって、K 児童相談所から依頼のあった短期入所予定のケースが、間違えて1日早くやって来た。こちらも段取りがあるので、その時は一旦引き取ってもらった。幸い親御さんも特に苦情を言うこともなく出直してくれたけれど、こういうことが、以前も時々あった。電話、電話でことを済ませようとする姿勢が感じられていい印象がないんです」

電話で済ませる傾向は、おそらくこの施設への対応に限ったことではないだろう。保護者との関係でも、“ここは電話ではなくて面接”と思っているようなところで省略されていることがいくらでもある。

私自身も、児童福祉司をしていた頃、本来ならば面接したいのになかなか時間がとれず、やむなく電話で用件を済ませることがなかったわけではない。そんなときは自嘲気味に、「テレフォンワーカーだからな」などと仲間内でぼやくこともあった。ただし、ここ K 児童相談所ではその度合いが多過ぎると感じて日誌に記録したのであろう。こんなこともあった。

○月○日

確かに複雑なケースだ。母子密着で不登校、父とは別居中だが監護権者は父。紆余曲折を経て一旦施設入所したが、母が強制引き取りして現在在宅。ただし、引き取った当の母が困ってしまい、再び施設入所を希望してきたため、児童福祉司は、ある施設に打診した。しばらくして「検討の結果、困難」という返事が施設から届いたところで、担当福祉司とミーティング。

「先日、母から入所の可否について問い合わせの電話が入った。ただし自分は不在だったので、まだ返答はしていない」

福祉司の説明を聞いて、私は次のように尋ねた。

「入所困難と聞いたら、お母さんはどう思うやろか」

「母も困っているからなあ」

「だったら、『だめだった』という結論をただ伝えるのでは、お母さんもがっかりするだけだろうから、電話で結果を伝えるよりも、直接会って今後のことも話し合っははどうやろ」

などと協議しているところへ、当の母から再度の電話が入った。

「ともかく、来てもらうように話してみよう」

福祉司は、こう告げてミーティングを切り上げ、電話口に出たのはいいとして、傍で福祉司と母のやりとりを聞いているうちに、私の眉が上がり上がっていく。児童福祉司は、持っている情報を小出しにしながら、結局全部を伝えているのだ。そして、最後に来所を案内したものの、断られてしまう。

「結局電話で話したんや」

言いにくそうに説明する。これが決定的なマイナスとは思わないけれど、ケースワーク上の失敗はこのようにして徐々に準備されていくのではあるまいか。

ただし、今考えると、私が考えた手法は福祉司のプランになかったのであり、仮にも面接が必要だと思ったのであれば、福祉司が納得するよう丁寧に説明し、それを実現するための具体的な手立てについてきちんと話し合うべきだったろう。つまり、結果について嘆くのではなく、自らの説得力不足を反省すべきなのである。それはさておき、他にも私自身の勇み足となるようなことがあった。

某市の障害担当者から、あるケースのことで A 福祉司宛てに電話があった。彼が不在で私に対応したが、聞いていくと、住居が A 福祉司の担当区域ではない。そこで、念のために担当福祉司について確認したところ、相手から叱られてしまった。

本ケースは 3 月頃、A 福祉司の担当区域から管内の別の地に転居しており、区域外ではあるが、人事異動後も A 福祉司が引き続き担当していたのである。

我ながら、これはひどい。児童相談所が援助している事例の担当者について、進行管理が行き届いていないことはもちろん、それを課長が他機関に尋ねるなどもつてのほかというほかない。疑心暗鬼が募っていたのかもしれないが、課員を信じることができなくて、何の課長だと言えよう。

次のような逡巡もあった。情けない話だが、恥を忍んで書いてみる。

○月○日

午後は所内で事務整理。B 福祉司の児童記録票の決裁をしていて、ついに「来所者と来所日時を記入してください」と付箋紙に書いたメモを当該ページに貼り付けた。一体どうなることやら……。

考えてみると、赴任して以来この時まで、児童記録票の不備に関して、未だ正面切って当人に指摘したことはなかったのではあるまいか。いきなりのメモを見て本人がどう反応するのか、不安を感じつつも、やはり記録のことは改善してもらわなければならないと強く思ったのであろう。業を煮やしたと言えるかもしれない。だが、日誌を読み進めて、たまげた。

○月○日

朝一番に、次長席に回した B 福祉司の児童記録票から件のメモを抜き取った。「記録をきちんと書いてくれ」と、いきなりメモで伝えるのは、ショックが大きすぎるだろうと思い返したためだ。

私からすればごく当然且つささやかな要望だが、例の祇園祭宵山の日から数えてまだ1か月も経っておらず、あの日の援助方針会議のことが脳裏を横切ったのかもしれない。また、私から見れば杜撰で、はっきり言えばお粗末過ぎるケース記録であっても、長くそのようなスタイルを続けてきて特に疑問も持っていないとしたら、一片のメモでそんなに簡単に改められるわけもない。一度手抜きをし

て楽することを覚えてしまったら、それを改めるためには余程の自覚と苦痛に耐える決意が必要だ。今思えば、「こんなことも伝えられずに悩むのか」とあきれればかりだが、当時は、そんな簡単なことではなかったのかも知れない。日誌には、それがストレスになっている証拠も記載されていた。

○月○日

夢を見た。転出ケースのために相手先の児童相談所にケース記録の写しを送らねばならないのに、我が児童相談所ではその記録がきちんと書けていないのである。右往左往するのだが、いい解決方法がないという夢。

夢にまで出てくるとは聞き捨てならない。いずれにせよ、こうしたもろもろの状況があったので、E 前福祉司に起こった出来事から学ぶ必要があるという気持ちは、私自身の中で、より強くなっていったものと思われる。

相談から始まった

○月○日

3 課長会議。E さんの問題をどうするか、結論として今回の児童福祉司会議で扱うことに決め、U 児童相談所長の了解を取り付けた。オープン化は彼を追いつめ、さらに傷を深くする可能性があり、閉ざすことは教訓を生かさず闇に隠すことになる。苦しい選択である。

さて、E さんの身に起こった出来事について、経過を述べることにしよう。概ね次ぎのようになる。

小学生の子どもの相談だった。「カッとすると暴力的になり、嘘もつく」といった相談だ。E 福祉司の担当区域であり、母親が来所して相談が始まった。受理会議にも提出され、当該児童の心理診断を行うこととして母子が来所し、その結果を母に説明して関わり方を

助言した。また、母の了解を得て児童が通う学校にも結果を伝え、対応についての配慮をお願いした。ここまでの取り組みで、相談は終結することとなった。

その後のことである。あまり時間を置かず、母から再び「相談したいことがある」との申し出があった。Eさんは何らの疑問も持たず来所を案内したのだが、いざ面接してみると、相談は児童本人のことではなく、「夫婦関係がうまくいかず、夜の生活も……」といった内容だったという。

子どもや家庭の相談となると、往々にしてプライバシーに関わることに踏み込まねばならず、相談に来た側が、子どもの相談に関わって夫婦の問題を話すことも、しばしば見られることだろう。受ける側も、夫婦関係が子どもの養育に大きな影響を与えることは承知しているから、とりあえずは話を聞こうとする。

「私も家庭の問題を抱えて苦労している。相手を信頼して頑張ってもらいたい」

悩みを聞いて助言し、相談は終わった。我が国初の児童福祉司スーパーバイザーとも言える板橋登美は、いみじくも「ケースワークって、パーソナリティで行なう、これ、私の信念なんです」と述べているが¹⁾、援助者個人の人格等が相談に影響を与えることは否めず、時として、援助者が自身の個人的経験も話しながら相手の理解を促すことはよく見られることだ。

それはさておき、E福祉司は相談を終えたつもりだったものの、女性はさらにアドバイスを求めて来所する。

Eさんは、その日も話に耳を傾け、助言もして面接を終えた。そして相談室を出ようとした時のことだ。女性が先回りして出口を塞ぎ、いきなり抱きついてきたというのである。

「わ、わかった。とにかく別の場所でお出

うから、やめてくれ」

この状況から逃れるためにできることとして、Eさんはこれしか思いつかなかったという。

相談は記録されなければならない

家庭に女性が1人だけで在宅しているような場合、男性ケースワーカーが1人で家庭訪問するのは好ましくない。いらぬ誤解が生じることもあろうし、だからといって、第三者が介在していなければそれを解く方法もない。だから、児童相談所を含む援助機関の中には、こうした形の訪問を端から禁じているところもある。ただ、私自身は、女性一人だけがいる家庭にやむを得ず一人で訪問した経験が何度もある。もちろん、危険を避けるべく注意は怠らなかったが、振り返ると、リスクと隣り合わせだったことも何度かあった可能性があるだろう。

とはいえ、まさか児童相談所の相談室でこうした事態が起こることなど、Eさんも予想だにしておらず、これは明らかに相談の枠をはみ出た、いわば異常事態、緊急事態と言えよう。もちろん、相談援助活動の特質から、イレギュラーなことが絶対生じないとは限らない。このような場合になすべきことは、何はさておいても、あったことをそのまま上司に報告し、組織としての対応策を検討することだ。しかし、Eさんはこの件を一人胸の内にしまい込み、誰にも話さなかった。

教訓その1：業務の上であったこと、したことは、すべて記録されなければならない。また、記録に書けないようなことは、決してしてはならない。

この日 Eさんの身に起こったことは、いわば不可抗力だったろう。不意を突かれ、身

*1 そだちと臨床 Vol.10 (2011) に掲載の「日本の児童相談をたどる」におけるインタビューでの発言。

をかわす術が見当たらなかったとしても、やむを得ないからだ。ただし、面接終了後、直ちに職場の然るべき人に報告し、あわせて児童記録票に事実をそのまま記載することは可能であり、かつ是非とも必要なことだった。つまり、「突発的な出来事」そのものではなく、それを報告しなかったことが、その後の展開を大きく左右したのである。

ところで、Eさんとは無関係だが、これとはまた違った出来事も、私は耳にしている。不登校か何かの中学生女兒の相談だったと思う。児童福祉司と男性心理職とがペアを組み、相談を継続していた。

「先日も、心理の先生が来てくださいます……」

ある時、家庭に電話した児童福祉司に、母がこんなことを言う。寝耳に水だった。急ぎ確認すると、児童福祉司の知らないところで心理職が何度も家庭訪問していたのである。私の勤務する児童相談所のことではなかったが、当の心理職にはこの児童の担当を外れてもらったのではなかっただろうか。

繰り返すが、相談援助活動には想定外のこと起こるのであり、それゆえ、想定外のこと起こることだけは想定しておかねばならない。ただし、想定外の事態であっても、それが児童相談所という公的相談機関を舞台に生じている限りは、記録され、報告されて組織として認識されなければ、単なる私的相談に終わってしまうし、仮にも意図して報告されないならば、それは相談の私物化に当たると言っても過言ではあるまい。

児童福祉司は高い倫理を保持すべきである

「別の場所で出会う」と話してその場を逃

れたEさんは、律儀にもその約束を守り、「これは児童相談所とは無関係の個人的な相談だ」と念を押した上で、時間外に相談を続けた。他方、女性は「相談」を口実に出会うことを強く求め、次第に男女関係に進む方向へと巧妙に舵を切っていたのであった。

恋愛の悩みについて、別の第三者に相談していたら、いつの間にかその人物と恋人関係になっていたといった話は別に珍しくもないが、本件では、相手が相談対象児童の母親であること、児童相談所の相談室でのことが出発点だった点で、世間一般の話とは事情が違ふ。相談の相手と私的な関係を持つことはもちろん、仮に性的と思われる関係があったとしたら、それは児童福祉司として業務を行うに当たっての倫理^{*1}に反すると言わざるを得ず、不適切の誹りは免れまい。

教訓その2：児童福祉司が業務を遂行するに当たっては、高い倫理性を保持する責任があることを自覚し、日々の行動について常に自戒し、振り返らなければならない。

<児童相談所とは無関係のところでも個人的に相談した>ののだとしても、求められるまま関係を深めていけば、それが問題になることはEさんも感じていた。

「こんな形は互いにとっても好ましくない」こう話すと、女性もうなずいて了解し、以後は双方とも連絡することなく、関係は終了したのであった。

美人局

ところが、こうして関係を絶ったはずの女性から、間を置かずEさんに電話が入る。

*1 児童福祉司に直接言及しているものではないが、本件より後の2005年に日本社会福祉士会が定めた「日本社会福祉士会の倫理綱領」に基づく「社会福祉士の行動規範」には、「利用者に対する倫理責任」の中の「利用者との関係」の項目で、「社会福祉士は、利用者と私的な関係になってはならない」「社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない」旨が定められている。

「こういうことになって、どう責任を取るつもりか。このことは所長にも話す」

円満に関係を終えたと思っていた E さんは、手のひらを返した女性の抗議に、最初は何を言っているのかわからなかったという。ともかく急ぎ所長に経過を報告していたところへ、早くも当の女性が直接所長に電話してきた。

「相談室での出来事だ。公務員の信用失墜行為に当たるはず。所長に会いたい」

その後は、素性不明の男性も登場し、結局は多額の金銭を要求する。要するに、最初から金銭を目的とした美人局、もしくはそれに類する計画的な行為だったのである。

以後の経過は省略するが、E さん側も代理人を立てて話し合いを続け、最終的には双方合意して決着した。

児童福祉司会議

その後、E さんは転勤、U 児童相談所の課長も替わり、私も異動で K 児童相談所の課長となった。実はもう 1 か所の児童相談所でも課長の交代があり、京都府の 3 つの児童相談所の課長は全員が新しくなった。引き続きその職にとどまった U 児童相談所長は、本件が最終的に決着したことをふまえ、これ以上オープンにする必要はないと考えていた。ところが、新しい 3 人の課長は、児童福祉司会議で報告すると決めたのである。悩ましい判断だったと言えよう。

〇月〇日

2 日間の児童福祉司会議。E さんの問題を報告したが、その価値はあったのか？

まずは、各福祉司が予想以上に本件を知っていた点を記録にとどめておきたい。U 児童相談所では、急遽相談体制を変更した際、E さんから簡単に事情を説明してもらったのだが、他児相の福祉司もいくつかのルートで断片的に聞いていたのであった。その意味では、中途半端な噂話が流れるま

ま放置されるより、簡潔であっても正確な情報を伝えた本報告は正解だったと思う。

ただ、狙いはどこまで達せられたかという点と難しい。事件を知って約 1 年もの間抱えてきた私と比べれば、初めて聞かされてすぐにそれを自分の問題として引き寄せて考えるのは難しいとあらためて思った。やはり、「頑張っていた E さんがなぜ？」というところに多くの関心が向いたのだろう。

報告と討議の後、全員にアンケート形式で意見や感想を求めたが、すでに 20 年も前のこと、残念ながらアンケートそのものは手元にない。記憶している限り感想はさまざまで、狙いがピタッとはまったという実感までは得られなかったと思う。

その後

その後の日誌を読むと、会議の翌日、本件について「報告してもらってよかった」と U 児童相談所のある児童福祉司が話していたとの記載があった。他方、「E さんと距離がある人にとっては単なる不祥事という受け止め方に終わってしまわないか、心配である」といったことも日誌には記載されていた。

なお、この会議から半年以上も経ったある日、私は偶然、E さんと出会って言葉を交わしている。新しい職場で仕事も覚え、頑張っている姿を知って、少しほっとした。

本稿は、「児童虐待防止法」制定、施行の前後、筆者が児童相談所の相談判定課長時代に書き付けていた個人的業務日誌を改めて繕^ひき、現時点で振り返ろうとするものである。表題の似顔絵は団士郎。

- こ
 - れ
 - 連
 - ま
 - で
 - 載
 - の
- 序
 - (1)前史
 - (2)最初の1か月
 - (3)ソーシャルワークの手順
 - (4)ケース進行管理
 - (5)新任課長が受けた洗礼
 - (6)山本さんを追悼する
 - (7)陥穽(本号)

*題名を click すると本文へジャンプします。